

● 銀行の店舗・設備に減損リスク

5月19日(土)の日本経済新聞は1面トップ記事で、「銀行、迫る「不良資産問題」—低金利・人口減で収益低下」と題する記事を報じた。銀行が持つ1万3000を超える店舗やシステムの資産は、低金利や人口減による影響で収益基盤が細って、店舗網に依存した経営モデルに限界が生ずる場合があると同時に、金融とITを融合したフィンテックの台頭により設備が陳腐化すると、銀行の収益に寄与しない懸念が生じ、いずれの場合も銀行の収益性の低下から、資産の減損処理を迫られ、赤字に転落する恐れが生ずるからである。こうした観点から、現在、全銀行で10兆円に達する店舗や設備の不良資産化に金融庁が監視を強めているという。

2018年3月期決算において、赤字に転落した福島銀行は収益を上げていない店舗を減損処理したことを赤字転落の理由の一つに挙げた。2006年3月期に強制適用された固定資産の減損処理¹とは、国際的な時価会計導入の潮流に合わせて企業会計基準委員会が作成し、2006年3月期から強制適用されるようになったもので、土地や建物、設備、ソフトウェアといった固定資産が抱える含み損について、一定の条件のもとで、一気に損失処理をするよう求める会計基準である。具体的には帳簿価額と回収可能価額を比較し、回収可能価額が簿価よりも5割以上減価し、回復の見込みがある場合を除き、帳簿価額と回収可能価額の差額を当期の損失として処理するものである。回収可能価額とは、①将来キャッシュフローの割引現在価値と②現時点での売却価額のいずれか大きい方の価額とされている。

福島銀行は2018年3月決算で、12支店の土地・建物の価値を収益力に照らして査定し直し、減損会計基準に基づき、4億円を損失計上する。また島根銀行も、おなじ2018年3月決算で最終黒字を維持したものの10支店の土地・建物について2億円の減損処理をしたと発表した。

減損会計を認識する兆候として減損会計基準が挙げているのは次の4つである。

- ①資産が使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュフローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスになる見込みであること
- ②資産が使用されている範囲又は方法について、回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込であること、
- ③資産が使用される事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは悪化する見込みであること、
- ④資産の市場価格が著しく下落したこと。

減損会計は、固定資産をいくつかまとめたグループごとに監査するので、通例なら部分的な損失計上にとどまるが、会社の業績が赤字に転落すれば、本店やシステムといった「共用施設」も減損候補となりうることから、収益の低下に直面する第二地銀のみならず、ブロックチェーンなどの活用により既存のシステムが収益に寄与しない場面を想定し、メガバンクも危機感を強めていると報じた。

¹ 正式には企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(平成15年10月31日、最終改正平成21年3月27日)